

伊予地区清掃センター解体及び跡地利用施設整備基本計画策定業務  
 プロポーザルの質問に対する回答

No.	文書	項	質問内容	回 答
1	仕様書	2	イ 担当技術者 担当技術者として配置する 2人ともが(ア)(イ)の資格保有 者ではなく、1人が(ア)の資 格保有者、もう1人が(イ)の資 格保有者と、分割してもよろ しいでしょうか	そのような方法で問題あ りません。
2	仕様書	6	4 関係諸官庁との協議支援 「(1)本施設の解体及び跡 地利用施設が環境省の循環型 社会形成推進交付金等の補助 金を活用できるか、愛媛県に 照会文を作成し、愛媛県又は 国にその有無について確認す ること。」とありますが、ご み中継施設の整備について は、循環型社会形成推進交付 金を活用するものとして、地 域計画を策定済みと理解して よろしいでしょうか。	本業務で基本計画を策定 後、地域計画を策定する予定 となりますので、現時点で地 域計画は策定しておりませ ん。
3	実施要領	1	4 参加表明者の参加資格(4) 「ごみ処理施設の解体及び ごみ処理関連施設整備に係 る設計業務」の実績とありま すが、ごみ処理施設の解体設 計の契約実績とごみ処理関 連施設整備に係る設計の契 約実績を個々に有する場合、 両契約の実績を合わせたも のを(4)の実績として認めて いただけるのでしょうか。	本プロポーザルの参加要 件に必要な実績は、施設解体 と、ごみ処理関連施設整備に 係る設計業務を受注した実 績となりますので、施設解 体、ごみ処理施設の設計実績 の両方の経験が会社として 必要となります。 なお、解体設計と施設整備 設計に関連性は必要なく、1 契約を1件の実績とカウン トしてください。 なお、業務に必要な実績に ついては、委任元（支店が参 加表明する場合は本社含め 全体）の実績を加えてもかま いません。

4	実施要領	3	(3)提出書類 (ア)法人登記簿謄本は、原本でしょうか。	最近3か月以内発行のものであれば、副本でもかまいません。
5	実施要領	3	(3)提出書類 (ウ)「都道府県及び市税の滞納がないことが証明できるもの(滞納がない旨の証明書又は納税証明書の写し)」とありますが、本プロポーザルに委任先が参加する場合、本社の納税証明書、もしくは、委任先の納税証明書、あるいは本社及び委任先の納税証明書が必要でしょうか。	参加表明者の名義のものを添付願います。
6	実施要領	4	(4)提出部数 企画提案書について、正本では「ファイル綴じとし、本プロポーザル名を記入し、業務名の後にカッコ書きで正本と分かるように記入しておくこと。」、副本では「ファイル綴じとし、本プロポーザル名を記入しておくこと。」となっていますが、それぞれ参加表明者の名称の扱いについてご教示ください。	ファイルの表紙及び背表紙にプロポーザル名及び参加表明者名を記載願います。
7	実施要領	6	(5)ヒアリング(プレゼンテーション) 「(オ)ヒアリングは公開とする。」となっていますが、公開の方法についてご教示ください。	傍聴希望者を別途募集しますので、ヒアリングの傍聴者に対し、ヒアリング時に公開するという意味となります。
8	実施要領	9	13 評価基準 審査の評価基準は提示されていますが、各評価項目の配点及び合計点数(満点)をご教示ください。	各項目の最高得点は5点です。 なお、本プロポーザルは、各審査委員6名が評価した点数の総計で選定します。 ※審査委員一人当たりの評

				<p>評価点は5点×7項目=35点 で、35点×6名=210点が本 評価の満点となり、本プロポ ーザルは210点満点中、最高 得点を獲得した者が原則と して選定される予定となり ます。</p>
9	実施要領	13 14	<p>様式第4号の1 管理技術者経歴書 様式第4号の2 担当技術者経歴書 様式中※3に、「平成25年 度以降、地方公共団体におい て、ごみ処理施設の解体及び ごみ処理関連施設整備に係 る設計業務を受注し、かつ、 その業務を履行した実績（履 行中も含む。）を1契約ごと に記入し、管理技術者（担当 技術者）が関わったことが分 かる関係資料の写しを添付」 とありますが、本規定は、実 施要領1 ページ「4参加表明 者の参加資格」の要件になる のでしょうか。</p>	<p>参加資格要件ではありませんが、参加資格要件の業務 の経験がある場合は評価の 対象となりますので優先的 に記載してください。 なお、仕様書上の担当者等 の資格要件には管理技術者 は<u>同種業務の実務経験を10 年以上有し、担当技術者は同 種業務の実務経験を3年以上 有する</u>としているため、仕様 書上の経験年数を確認する ため、同様の業務の経験年数 を特記事項に記載しておい てください。 ただし、経験年数はこれら の参加要件の業務と同じ必 要はなく、同様のごみ処理施 設整備又は解体の設計若し くは施工の経験年数の合計 で構いません。</p>